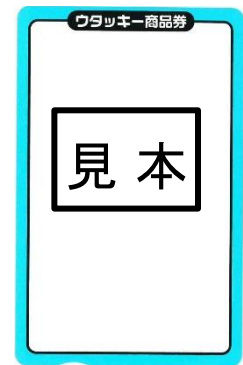


# 歌登商店街協同組合

## 資金決済に関する法律に基づく ウタッキー商品券の利用終了及び払戻し実施のご案内

当組合発行の「ウタッキー商品券（プリペイドカード）」は令和4年10月31日をもってご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり未使用残高の払戻しを実施させていただきますので、申出期間内にお申し出下さい。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類  
ウタッキー商品券（プリペイドカード）  
1,000円、2,000円、5,050円、10,200円



2. ご利用終了日  
令和4年10月31日（月）まで

3. 払戻しの申出期間  
令和4年11月1日（火）～令和5年2月28日（火）

受付時間：午前9時～午後5時30分（ただし土、日、祝及び12/29～1/3は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

持参した商品券の未使用残高を確認し所定の払戻し申出書に必要事項を記入の上、原則指定口座への振込とします。

◆受付場所：歌登商店街協同組合事務局（枝幸町商工会歌登支所内）

◆持参するもの：未使用残高のあるウタッキー商品券（プリペイドカード）、  
指定する振込先口座番号のわかるもの

（口座振込が困難な場合は現金での対応もいたしますのでご相談下さい）

※持参できない場合は0163-68-2321まで、お電話でご連絡下さい。

5. お問い合わせ先

歌登商店街協同組合 事務局 【枝幸町商工会歌登支所内】

住所：〒098-5206 枝幸郡枝幸町歌登西町118番地59

電話：0163-68-2321